



令和7年度 公立放課後児童クラブ 入所案内



※ 令和7年4月2日以降 途中入所児童用の入所案内です

◆受付時間：10：00～11：30、13：00～17：30 ※日祝日除く

◆受付場所（各児童センター）

大謝名児童センター(☎897-4117) 大山児童センター(☎890-0015) 我如古児童センター(☎897-6767)
新城児童センター(☎892-8888) 長田児童館(☎892-3330)

! お読みください

- ※ 提出書類に不備がある場合は受付できません。
- ※ 申込後、すぐに入所案内ができるわけではありませんのでご了承ください。
- ※ 令和7年4月2日以降に、入所希望する放課後児童クラブに空きがあり、待機の順番が1番目の方から順に電話にて案内をおこないます。



対象児童

宜野湾市内に居住し、小学校に就学している児童で保護者の労働、疾病等により、昼間家庭において適切な保護が受けられない児童



入所申込条件

令和7年4月1日時点で、保護者が次のいずれかの条件に該当すること。

1	就労（就労予定も含む）	フルタイムのほか、パートタイム、居宅内労働など、基本的に全ての労働（1日の勤務時間が4時間以上かつ1週間の勤務日数が4日以上であること）
2	妊娠・出産	出産予定日3カ月前から出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで（※概ね出産後2か月まで）
3	疾病・障がい	病気または障がいにより育成ができない場合
4	看護・介護	病人または障がい者（児）である親族を、看護・介護している場合
5	求職活動中	仕事を探している場合（※入所後3カ月以内に入所基準を満たす旨の書類の提出が必要。提出がない場合、3カ月末で退所となります）
6	就学	就学・技術習得のために学校や職業訓練校に通っている場合
7	その他	上記1～6以外で、保護者に係る事情により、児童の育成ができない場合

【注意】

1. 育児休業中の場合は、入所後1カ月以内に職場復帰（予定）であることが条件となります。
2. 発達、発育に遅れが感じられる児童の申込をされる保護者は、配布・受付の際にご相談ください。
※ 入所前の面接が受けられない場合や、面接等の結果、集団活動のため職員の特別な支援が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや、入所ができない場合があります。
3. 送迎はおこなっておりません。
4. 平日のお迎え及び学校休業日の送迎は原則として保護者での対応となります。



入所期間

期間は原則1年度以内とし、随時途中入所ができるものとします。

※途中入所に関しては、年度途中に退所者が出て、かつ再審査の上優先順位が1番の方を案内いたします。

ただし、長期休暇（春休み、夏休み、冬休み等）のみの途中入所は行っておりません。

 **申込みに必要な書類 ※書類に不足がある場合は受付できません。**

1. 公立放課後児童クラブ入所申込書(児童1人につき1枚記入してください)
2. 必要書類確認リスト(保護者自身でチェックしてください)
3. 保護者(父・母・同居者)の『育成を必要とする事由』を証明する書類
(就労証明書、看護・介護申立書等)

受付の際、担当職員
がチェックいたします。

※同居者とは、同一住所内の方をさします。別世帯でも同一住所の方は『育成を必要とする事由』を証明する書類が必要となります。

4. 公立放課後児童クラブ入所誓約書
5. その他

【注意】

1. 入所申込に関わる全ての書類へ「消えるボールペン」での記入は行わないでください。(黒油性ボールペン使用)訂正がある場合は二重線を引き、修正して下さい。
2. きょうだい同時に申込をする方について、申込書は申込児童1人につき1枚ずつ必要になりますが、育成を必要とする事由を証明する書類(就労証明書等)については、コピーで対応可能です。ただし、どちらか一方に必ず原本を添付して下さい。もう一方には事前にコピーした書類を添付して下さい。児童センター・児童館・こども政策課でコピーはいたしません。
(申込児童のきょうだいで公立保育所・認可保育園等で申込みを行う場合、保育所様式の「就労証明(申告)書」のコピーで対応可能です【逆は不可】。コピー不可の様式もあるので、事前にご相談ください。)
3. 申込後に「世帯状況」、「勤務状況」等が変わった場合は、書類を再提出して下さい。



お問い合わせ

宜野湾市 こども部 こども政策課 こども育成係 TEL:098-893-4463